

労働者派遣法第23条第5項に基づく公開情報

2024年6月30日

●対象期間：2023年7月1日～2024年6月30日（2024年提出派遣事業者からの提出）

●派遣労働者の数は2024年6月30日付派遣労働者数

※情報処理システム開発関係業務、機械設計関係（施行令第4条第1項第1号2号に該当）するもの

■必須公開事項

派遣労働者の数	23
派遣先の数	22
派遣料金の平均額	38,958
派遣労働者の賃金平均額	30,053
マージン率	17%

■マージン率に関する事項

マージンには派遣社員の社会保険料会社負担分、事務担当者の人件費、営業担当者の人件費、オフィス賃借料、募集費用、教育訓練費などが含まれており、これらをすべて差し引いた金額が当社の営業利益になります。

■労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定を締結しております。

本協定は、派遣先でソフトウェア作成及びシステムエンジニアの業務に従事する従業員に適用する。

■労使協定の有効期間の終期

2025年3月31日

■福利厚生に関する事項（適用対象者のみ）

社会保険加入、定期健康診断、慶弔見舞金、入学祝金、出産祝金
育児休暇、介護休暇、アニバーサリー休暇、インフルエンザ等の予防接種

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象者別に外国語研修、リーダー研修、ビジネススキル研修を実施しております。

① 派遣労働者の数：

情報処理システム開発関係業務、機械設計関係（施行令第4条第1項第1号2号に該当）
の派遣労働者の数

② 派遣先の数：

当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する賃金の平均額

③ 派遣料金の平均額：

当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額

④ 派遣労働者の賃金平均額：

労使協定を締結した場合には、当該協定の対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期
当該協定を締結していない場合には、当該協定を締結していない旨

⑤ マージン率：

労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

⑥ 労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定を締結している場合には、当該協定の対象となる労働者派遣の範囲および当該協定の
有効期間の終期、当該協定を締結していない場合には、当該協定を締結していない旨

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先やキャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容